

(5) 介護保険課給付係からのお知らせ

介護保険課給付係からのお知らせ

1 制度改正に関する周知事項について(福祉用具貸与)

(1)商品ごとの全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の掲載先について

商品ごとの全国平均貸与価格及び貸与価格の上限については、厚生労働省のホームページに掲載していますので、以下を御参照いただきますようお願いいたします(貸与件数が月平均 100 件未満の商品は除く。)

○掲載先(厚生労働省ホームページ)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

※ 本内容は、公益財団法人テクノエイド協会のホームページでも掲載しています。

<<http://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml>>

(2)平成 30 年 10 月以降の留意事項について

①福祉用具専門相談員による全国平均貸与価格の説明について

平成 30 年 10 月以降、福祉用具専門相談員は、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明することとなります。

利用者への説明に当たっては、上記(1)により公表された全国平均貸与価格を御活用いただきますようお願いいたします。

②介護給付費請求について

平成 30 年 10 月の貸与分以降、福祉用具貸与事業者は、商品ごとの貸与価格の上限を超えて貸与を行った場合、福祉用具貸与費は算定されないのので、御留意いただきますようお願いいたします。

なお、貸与価格の上限が設定された商品について、今後、商品コードに変更が生じることもあり得ますが(例えば、福祉用具届出コードを有する商品がT AISコードを取得する等)、商品コードの変更後においても、当該商品の上限は適用されますので、御留意いただきますようお願いいたします。

2 川崎市介護保険課への問い合わせについて

質問する前には、告示・条例・留意事項通知等を確認し、それでも解決・判断できない場合や解釈に悩んだ場合に、「事業所の考え」を記載の上、市ホームページに掲載のFAX質問票を送信してください。

その際「質問をするに当たって確認した根拠法令等」への欄に、次のとおり、確認した法令、告示、条例又は通知等を記載してください。

<FAX質問票抜粋>

質問 内容	具体的に記載してください。
	<質問をするに当たって確認した根拠法令等> 川崎市●●条例第●条●号
	<事業所の考え> 必ず記載してください。

【市ホームページ掲載場所】

・FAX質問票

『川崎市トップページ』⇒『暮らし・手続き』⇒『福祉・介護』⇒『高齢者・介護保険』
⇒『介護保険制度』⇒『ダウンロード』⇒『【事業者向け】介護保険 Q&A・問い合わせ』

(<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-4-5-0-0-0-0-0-0-0.html>)

・川崎市基準条例

『川崎市トップページ』⇒『暮らし・手続き』⇒『福祉・介護』⇒『高齢者・介護保険』
⇒『介護保険制度』⇒『事業者入口』⇒『川崎市介護保険事業者指定基準条例等』⇒
『川崎市基準条例（H30.04.01 施行他）』

(<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000096593.html>)

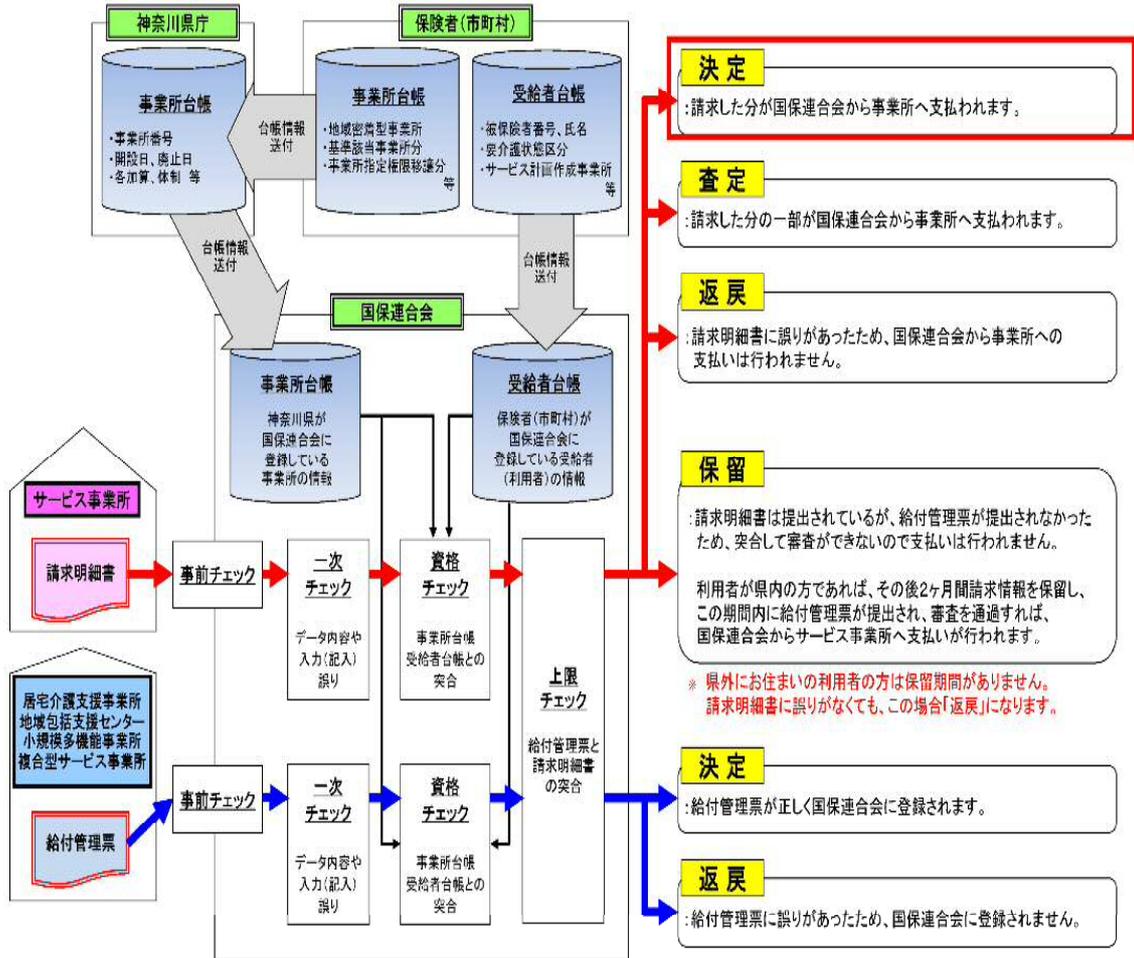
※告示や留意事項通知については、厚生労働省のホームページ又は書籍等で確認してください。

3 介護給付費請求にかかる取り下げについて

概要

審査決定した介護給付費が誤っていた場合には、請求明細書を取下げする必要があります。

《 国保連合会でのチェックと支払までの流れ 》



※神奈川県国民健康保険団体連合会「支払関係帳票と返戻事由の解説」抜粋

請求明細書を取下げの場合は、「介護給付費取下依頼書」を川崎市健康福祉局介護保険課に【介護給付費取下依頼書の受付締切日】までに提出し、正しい内容の請求明細書を国保連合会に提出してください。

給付管理票については、修正した内容を連合会に提出してください。

【介護給付費取下依頼書の受付締切日】

平成30年度					
平成30年4月	5日	(木)	平成30年10月	5日	(金)
平成30年5月	7日	(月)	平成30年11月	5日	(月)
平成30年6月	5日	(火)	平成30年12月	5日	(水)
平成30年7月	5日	(木)	平成31年1月	7日	(月)
平成30年8月	6日	(月)	平成31年2月	5日	(火)
平成30年9月	5日	(水)	平成31年3月	5日	(火)

※受付締切日は、保険者に届いた日(必着)になります。

※原則毎月5日が締切となります。5日が土日休日の場合は翌開庁日が締切となります。

提出方法:郵送又は来庁

※来庁の場合は、土日祝日を除く 8:30～12:00、13:00～17:15 までとなります。

注意点

取下げ依頼書の記載誤りにより取下げができない場合があります。取下げ依頼をする際には必ず市ホームページに掲載の手引きや記入例をご確認ください。

【市ホームページ掲載場所】

『川崎市トップページ』⇒『暮らし・手続き』⇒『福祉・介護』⇒『高齢者・介護保険』
⇒『介護保険制度』⇒『ダウンロード』⇒『【事業者向け】介護給付費の取り下げ・返戻
関係』⇒『介護給付の取り下げ』

(<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000017482.html>)